

[明石市労働組合連合会への回答]

2024夏季一時金についての要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

[明石で暮らしてよかったと思えるまちづくりに向けて]

本市では、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」を
目指すまちの姿として定め、SDGsの理念である「持続可能」「誰一人取
り残さない」「パートナーシップ」を基軸に、経済・社会・環境の三則面の
バランスのとれた重点的かつ効率的な取組により、将来にわたり、明石に暮
らしてよかったと思えるまちづくりを市民と共に進めていく考えです。

そのような中、本年を「共創元年」と位置づけ、「対話と共創」を新年度
のまちづくりの基本方針としています。

具体的には、市民との「対話」を通じて多様化、複雑化していく市民ニー
ズや地域課題を把握し、産官学民の多様な主体との「共創」により、市民ニ
ーズに沿った課題解決に向け、実践的な取組を展開していく考えです。

これらの取組をしっかりと進めていくためには、職員一人ひとりが市民目
線を第一に日々の業務に取り組むとともに、職員みんなで心と力を合わせ、
持てる力を十分に発揮できる、風通しの良い職場・組織づくりが必要と考え
ます。

ついでには、職場実態や業務内容等を十分に精査したうえで、限られた人材
をより有効に活用した職員の適正配置はもとより、財源の制約等を踏まえな
がら、必要な人員の確保にも努めていく考えです。

貴労働組合にあっては、こうした本市の考え方をご理解いただき、格段の
ご協力をお願いする所存です。

以上のことを踏まえ、各項目について、回答します。

1 月収の2.69ヵ月を支給すること。

2024年6月期末勤勉手当は、明石市の条例・規則等に定めるところにより支給します。

2 会計年度任用職員に対する一時金を正規職員並みに支給すること。

会計年度任用職員については、本年6月支給分から、正規職員と同じ支給月数分の期末勤勉手当を支給します。

3 一時金の役職者加算を撤廃し、一律配分に改め増額すること。

考え方は、これまでに回答してきたとおりです。

4 「勤勉手当」への成績率導入は行わず、全額期末手当とすること。

勤勉手当については、勤務成績に応じて支給されるものであり、制度上、期末手当と同一に取り扱うことはできません。

また、評価制度については、昨年度から、地方公務員法の規定に基づき、評価結果の処遇への反映を再開しているところです。

なお、今後も評価制度の運用に関し、協議すべき事項は、協議していく考えです。

5 勤勉手当未支給者に勤勉手当相当分を支給すること。

2で述べたとおりです。

(参考) これまでに回答してきた項目

3 一時金の役職者加算を撤廃し、一律配分に改め増額すること。

過去の交渉の経緯等は十分に認識しているところですが、行政職については対象者を4級以上とするなど、国の取扱いに準じた見直しを図りたいと考えています。